

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、奈良県南部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施する  
ことについて通知がありました。

平成二十五年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級・四級基準点測量）
- 二 測量の地域 五條市山陰町、表野町及び火打町
- 三 測量の期間 平成二十五年十一月二十日から平成二十六年三月二十四日まで